

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）			
○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）		保健福祉課			
○ 岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正 【告示】 （県例規集登載）		林政課			
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 知事指定薬物の指定の失効 ○ 特定計量器定期検査 【監査公表】		指導監査室 健康推進課 〃 医薬安全課 産業企画課			
○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表 【正誤】		監査事務局			
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正の正誤 （県例規集登載）		農政企画課			

		目次	担当課（室）

◎岡山県規則第三十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊原本 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一（一）の項2中「五、五一六、〇〇〇円」を「五、六一〇、〇〇〇円」に改め、同表（二）の項1中「一、一三〇円」を「一、一四〇円」に改め、同表（三）の項中「一八、四〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「三九、七〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「五四、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「四一、八〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「六四、二〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五三、二〇〇円」に、「八〇、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一二、八〇〇円」に、「一二、一〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二一、五〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、一〇〇円」に改め、同表（六）の項中「五七四、〇〇〇円」を「五八四、〇〇〇円」に改め、同表（九）の項中「二一〇、二〇〇円」を「二一一、三〇〇円」に、「一六八、一〇〇円」を「一六八、九〇〇円」に改め、同表^{〔三〕}の項中「一三五、一〇〇円」を「一三五、四〇〇円」に改める。

別表第二中「一九、三〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一五、八〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二一、一〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百八十八号

岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和五十五年岡山県告示第二号）の

一部を次のように改正する。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条第二項を次のように改める。

2 指定金融機関は、第四条第一号（素材生産等促進資金（単独事業体のうち林野庁長官が定める大規模事業体及び中規模事業体以外の者であつて、林野庁長官が別に定めるところにより知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）でないものへの貸付けに係るものに限る。）に限る。）及び第三号（林業経営高度化推進資金に限る。）の資金については前項の規定により供給を受けた資金の額の四倍に相当する額を、同条第一号（素材生産等促進資金（単独事業体のうち林野庁長官が定める中規模事業体（選定経営体を除く。）及び単独事業体以外の者のうち林野庁長官が定める大規模事業体以外の者（選定経営体を除く。）への貸付けに係るものに限る。）に限る。）、第二号（原木確保協定促進資金（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材安定供給確保事業に関する計画として知事の認定を受けた者への貸付けに係るものに限る。）に限る。）及び第三号（伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものを除く。）に限る。）の資金については前項の規定により供給を受けた資金の額の三倍に相当する額を、第四条第一号（素材生産等促進資金（選定経営体及び林野庁長官が定める大規模事業体への貸付けに係るものに限る。）及び新規需要創出資金に限る。）、第二号（チップ等安定供給資金、木材高度加工資金及び原木確保協定促進資金（同法第四条第一項に規定する木材安定供給確保事業に関する計画として農林水産大臣の認定を受けた者への貸付けに係るものに限る。）に限る。）及び第三号（伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものに限る。）に限る。）の資金については前項の規定により供給を受けた資金の額の二倍に相当する額をこの要綱の定めるところにより木材産業等高度化推進資金（以下「推進資金」という。）として貸し付けるものとする。

第四条第一号イ中「。以下「数人共同事業体等」という」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 新規需要創出資金

木材の製造に係る事業体であつて林野庁長官が定める木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

第四条第一号ハを削り、同条第二号ロを次のように改める。

ロ 木材高度加工資金

- (i) 木材の製造に係る事業体であつて林野庁長官が定める者が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金
- (ii) 長期かつ安定的な供給及び引取りに関する契約、協定等に基づき(i)の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

第四条第三号を次のように改める。

(3) 林業経営改善資金

イ 林業経営高度化推進資金

- (i) 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金
- (ii) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は知事が認定した中核組合が素材生産を請け負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金

ロ 伐採・造林一貫作業推進資金

森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金

資金
第九条第一項中「毎月」を「一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間ごと」に、「翌月十日」を「当該期間の最後の月の翌月の十日」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

資金の種類	資金の内容	貸付条件
-------	-------	------

1 事業経 営改善合 理化資金	(1) 素材生 産等促進 資金	イ 素材生産を行うのに必 要な資金であつて、施業 集約化費用、立木購入代 金（前渡金、予約金等を 含む。）、素材生産を行 うための作業現場から最 終土場までの素材生産実 施費用（作業道の開設又 は改良に必要な費用を含 む。）及び作業委託費	利率 短期運転資金 年一 ・六％（年一・五％） 〔年一・三％〕 長期運転資金（資金 の回収期間が一年を 超えるものをいう。 以下同じ。） 年一 ・三％（年一・二％） 〔年一・〇％〕
		ロ 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 ハ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 ニ 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材の加工に必要な資金（素材及び製材等の購入代金、販売費	単独事業体のうち林野庁長官が定める中規模事業体（選定経営体を除く。）及び単独事業体以外の者（選定経営体を除く。）にあつては（ ）内の利率、選定経営体及び林野庁長官が定める大規模事業体にあつては（ ）内の利率 償還期限 短期運転資金 一年以内 長期運転資金 五年

	(2) 新規需要創出資金
及び管理費を除く。） なお、二の素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は、イからハまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。	イ 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 ロ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 ハ 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材の加工に必要な資金（素材及び製材
以内（うち据置期間一年以内） 貸付限度額 一億円（林野庁長官が定める基準に該当する場合であつて、林野庁長官が五億円を超えない範囲内で承認したときは、その承認した額）	利率 短期運転資金 年一・三％ 長期運転資金 年一・〇％ 償還期限 短期運転資金 一年以内 長期運転資金 五年以内（うち据置期間一年以内） 貸付限度額 一億円

	2 構造改 善合理化 資金	
	(1) チップ 等安定供 給資金	(2) 木材高 度加工資 金
材等の購入代金、販売費 及び管理費を除く。）	イ 間伐材等チップの原材 料となる間伐等に係る素 材生産を行うのに必要な 資金であつて、素材生産 を行うための作業現場か ら最終土場までの素材生 産実施費用（作業道の開 設又は改良に必要な費用 を含む。） ロ 間伐材等チップの原材 料となる間伐材等の素材 を引取るのに必要な資金 であつて、間伐材等の素 材の購入代金（前渡金又 は予約金を含む。）及び 間伐材等の素材の引取り に必要な輸送費	イ 木材の加工を行うのに 必要な資金であつて、作 業労賃、電力費、燃料費 その他の木材の加工に必 要な資金並びに原材料と なる素材の購入代金（前 渡金、予約金、木材市場
	利率 短期運転資金 年一 ・三％ 長期運転資金 年一 ・〇％ 償還期限 短期運転資金 一年 以内 長期運転資金 五年 以内（うち据置期間 一年以内） 貸付限度額 一億円（林野庁長官 が定める基準に該当 する場合であつて、 林野庁長官が二億円 を超えない範囲内で 承認したときは、そ の承認した額）	利率 短期運転資金 年一 ・三％ 長期運転資金 年一 ・〇％ 償還期限 短期運転資金 一年

(3) 保協定促 原木確	
イ 立木又は素材の計画的 な引取り及び素材又は木	における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（JAS無垢材に係るものに限る。） ロ 素材生産を行うのに必要な資金であつて、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費 ハ 素材又は木材製品の引取り及び素材又は木材製品の加工を行うのに必要な資金であつて、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工に必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等の加工に必要な資金
利率 短期運転資金 年一	以内 長期運転資金 五年以内（うち据置期間一年以内） 貸付限度額 一億円（林野庁長官が定める基準に該当する場合であつて、林野庁長官が二億円を超えない範囲内で承認したときは、その承認した額）

3 林業経 営改善資 金	
(1) 林業経 営高度化 推進資金	進資金
イ 造林に必要な資金であ つて、作業労賃、苗木代、 燃料費、機械及び施設の 使用料並びに作業委託費 ロ 素材生産を請け負わせ るのに必要な資金であつ	材製品の加工を行うのに 必要な資金であつて、立 木又は素材の購入代金 (前渡金、予約金、木材 市場における決済資金等 を含む。)、立木又は素 材の引取りに必要な輸送 費及び素材等の加工に必 要な作業労賃、電力費、 燃料費その他の素材等の 加工に必要な資金(販売 費及び管理費を除く。) ロ 立木又は素材の計画的 な引取りを行うのに必要 な資金であつて、立木又 は素材の購入代金(前渡 金、予約金、木材市場に おける決済資金等を含 む。)及び立木又は素材 の引取りに必要な輸送費
利率 短期運転資金 年一 ・六％ 長期運転資金 年一 ・三％ 償還期限	・五％(年一・三％) 長期運転資金 年一 ・二％(年一・〇％) 木材安定供給確保 事業に関する計画 として農林水産大 臣の認定を受けた 者にあつては() 内の利率 償還期限 短期運転資金 一年 以内 長期運転資金 五年 以内(うち据置期間 一年以内) 貸付限度額 三億円(林野庁長官 が定める基準に該当 する場合であつて、 林野庁長官が四億円 を超えない範囲内で 承認したときは、そ の承認した額)

	(2) 伐採・ 造林一貫 作業推進 資金
て、素材生産に係る請負 契約に基づく前渡金及び 中間払金並びに当該請負 契約を行うために必要と なる作業労賃	イ 素材生産を行うのに必 要な資金であつて、立木 購入代金（前渡金、予約 金等を含む。）及び素材 生産を行うための作業現 場から最終土場までの素 材生産実施費用（作業道 の開設又は改良に必要な 費用を含む。） ロ 造林を行うのに必要な 資金であつて、作業労賃、 苗木代、燃料費、機械及 び施設の使用料並びに作 業委託費
短期運転資金 一年 以内 長期運転資金 五年 以内（うち据置期間 一年以内） 貸付限度額	利率 短期運転資金 年一 ・五％（年一・三％） 長期運転資金 年一 ・二％（年一・〇％） 選定経営体にあつ ては（ ）内の利 率 償還期限 短期運転資金 一年 以内 長期運転資金 五年 以内（うち据置期間 一年以内） 貸付限度額

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の規定は、同日以後の新たな資金の貸付けから適用する。

(手形の書換えの取扱い)

2 この告示の公布の日前に手形貸付けの方法により貸し付けられた資金について、同日以後に手形の書換えを行うときは、当該書換えをもって前項の新たな資金の貸付けとみなす。

一億円（林野庁長官が定める基準に該当する場合であつて、林野庁長官が二億円を超えない範囲内で承認したときは、その承認した額）

平成30年7月3日 岡山県公報 第12004号

◎岡山県告示第三百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

看護小規模多機能ホームかおり訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町福谷二〇六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社香福

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町福谷三五七六番地の二

三 指定年月日

平成三十年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三六二四九〇〇二五

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第三百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名 称 所 在 地

こころ診療所

総社市中央六丁目一五―一〇八

みどり訪問看護ステーション

真庭市西原六三

指定年月日

平成三十年七月一日

平成三十年七月一日

◎岡山県告示第百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

クオール薬局高梁南町店

高梁市南町七九

平成三十年七月一日

◎岡山県告示第三百九十二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 ニーメトキシ－N－フェニル－N－「ニ－（ニ－フェニルエチル）ピペリジン－四－イル」アセタミド（通称名Methoxyacetyl fentanyl）及びその塩類

2 ニー（「ニ－（四－ヨード－ニ－五－ジメトキシフェニル）エチル」アミノ－メチル）フェノール（通称名二五I－NBOH、二C－I－NBOH）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成三十年六月三十日

◎岡山県告示第三百九十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

平成三十年七月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
津山市	津山市久米支所	平成三十年九月三日
〃	津山市阿波出張所	〃 四日
〃	津山市加茂町公民館	〃 五日
〃	津山市勝北文化センター	〃 六日
〃	津山浄化センター	〃 七日
〃	津山農業協同組合津山東支店	〃 八日
〃	津山農業協同組合河辺出張所	〃 九日
〃	津山農業協同組合津山西支店	〃 十日
〃	津山市役所本庁舎東側車庫	〃 十一日
〃	〃	〃 十二日
〃	〃	〃 十三日
〃	〃	〃 十四日
〃	〃	〃 十五日
〃	〃	〃 十六日
〃	〃	〃 十七日
〃	〃	〃 十八日
〃	〃	〃 十九日
〃	〃	〃 二十日
〃	〃	〃 二十一日
〃	〃	〃 二十二日
〃	〃	〃 二十三日
〃	〃	〃 二十四日
〃	〃	〃 二十五日
〃	〃	〃 二十六日
〃	〃	〃 二十七日
〃	〃	〃 二十八日
〃	〃	〃 二十九日
〃	〃	〃 三十日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二十五日	〃	二十一日	〃	二十日	〃	十九日	〃	十八日
一三〇五〇〇	一三〇二〇〇	一三〇五〇〇	一三〇二〇〇	一三〇五〇〇	一三〇二〇〇	一三〇五〇〇	一三〇二〇〇	一三〇五〇〇	一三〇二〇〇

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年七月三日

岡山県監査委員	太田正孝
岡山県監査委員	江本公一
岡山県監査委員	山本督憲
岡山県監査委員	佐藤由美子

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県私学振興財団	平成30年 1 月29日	平成30年 3 月23日
監査の結果（指摘事項） 奨学金に係る未収償還金が、前年度末に比べ約530万円減少したものの、平成28年度末の残高は113,911,098円であり、多額となっている。		
措置の状況 未収償還金については、学校や当財団からの文書・電話等による督促に加え、債権回収会社に業務委託してその回収に努めており、直近3期連続して前年度末に比し減少し、一定の成果が上がっている。 また、新たな未収償還金の発生を防止するため、卒業時に手引きを配付し返還についての注意喚起を行うほか、新規返還者への支払準備通知、約定未返還者への速やかな文書・電話督促の実施等を行ってきており、新たな未収償還金の発生額は年々減少している。 しかしながら、なお多額の未収償還金があることから、公平性の確保の観点からも、今後とも、このような取組をより一層推進し、未収償還金の回収に努める。		
公益財団法人岡山県育英会	平成30年 1 月26日	平成30年 3 月23日
監査の結果（指摘事項） 奨学金に係る未収償還金が、前年度末に比べ約3,520万円増加し、平成28年度末の残高は227,640,355円であり、多額となっている。		
措置の状況 未収償還金の回収について、現在、文書・電話・訪問による督促を本人や連帯保証人へ繰り返し行っており、対応が不誠実な長期滞納者に対しては法的措置を講じている。また、経済的な理由により返還が困難な者へは、個々の状況に応じて返還方法の変更や分納を推奨する等、返還しやすい対応を柔軟に行っている。貸与段階においては、返還意識を高めるために学校担当者と連携し、「返還金が次の奨学金の原資になる」という奨学金制度の周知に努めるほか、各奨学生宛に「返還について」を再確認できるよう文書を配付し、返還意識の		

向上を図っている。 今後、増加が見込まれる返還義務額については、新たに返還が開始する者に対して債権管理に好適な口座振替による返還を通知により推奨するとともに、その他の者に対しても、年2回の通知の中で口座振替の手続を案内することにより、日頃から返還意識の更なる向上を図る。また、平成29年度から専門員の配置により、電話連絡を迅速かつ細やかに実施できる回収体制の強化をしており、引き続き新たな未収償還金の発生防止に努める。 なお、多額の未収償還金については、評議員会においても課題として認識しており、民間業者への積極的な回収業務の委託など、未収償還金の解消に向けて意見が出たところである。 平成30年度から導入する弁護士法人への回収業務委託の状況を基に、他県における取組も参考にしながら、理事や評議員とともに、より有効な手段を検討し、長期滞納者の未収償還金の解消を図る。		
公益財団法人岡山県武道振興会	平成30年2月7日	平成30年3月23日
監査の結果（指摘事項） 指定管理者として、包括協定に規定のある区分経理が行われておらず、また、県に提出した事業報告書のうち、指定管理に係る収支決算書が適正に作成されていない。		
措置の状況 指定管理業務に係る経費については、包括協定の規定を再確認し、明確な区分に基づく会計処理を行うとともに、指定管理に係る収支決算書についても適正に作成した。		

〔七〕平成三十年四月二十四日付け公布岡山県告示第二百六十七号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正）に誤りがあった。

四	頁	
	誤	8 ナラ枯れ被害 林再生（広葉樹 保全再生・被害 跡地更新） 9 ナラ枯れ被害 林再生（広葉樹 保全再生・被害 木探査）
	正	8 ナラ枯れ被害 林再生（広葉樹 保全再生・被害 跡地更新） 9 ナラ枯れ被害 林再生（広葉樹 保全再生・被害 木探査）